

在宅重症患者外出支援事業について

座位を保つことができない在宅難病患者の方が通院等の外出をする場合、公共交通機関を使用することは難しく、特殊車両を使用せざるを得ない状況です。この事業は、特殊車両を使用して、通院等された場合に、その利用料の一部を助成するものです。

なお、この制度を利用する場合は事前に登録が必要です。

＜ 御利用いただける方 ＞

次のすべての要件を満たした方が対象となります。

- (1) 横浜市内在住者
- (2) 障害者総合支援法第4条第1項で定める治療方法が確立していない疾病その他特殊の疾病であつて政令で定めるものによる障害の程度が、厚生労働大臣が定める程度である方
- (3) 通常の交通機関での移動が困難で、特殊車両を使用せざるを得ない方
- (4) 在宅で療養している方

※介護保険（ただし療養通所介護（デイサービス）により送迎サービスを受けることができる場合を除く）や身体障害者施策等の対象者であっても御利用いただけます。

＜ 助成対象となる用途と助成割合 ＞

次の用途で横浜市認定の患者等搬送車を利用した場合、その利用料の9割に相当する額を横浜市が補助します。（ただし、利用1回あたり10万円を限度とします。）

- (1) 通院（施設からの通院は含みません）
- (2) 入退院（転院は含みません）、一時帰宅
- (3) 難病患者一時入院事業の利用
- (4) 短期入所（医療機関・身体障害者療護施設に限る）
- (5) 横浜市（福祉保健センターを含む）及び患者会等主催の相談会・講演会への参加
- (6) 療養型通所施設への通所（ただし、療養通所介護（デイサービス）等により送迎サービスを受けることができる場合を除く）

出発点または到着点が自宅でないとは助成対象になりませんので御注意ください。

＜ 利用登録の手続き ＞

※この制度を利用する場合は、事前に登録が必要です。

【登録までの流れ】

お住まいの区役所で利用登録の申請 → 区役所から保健事業課へ利用登録申請書送
→ 利用登録についての審査 → 利用登録の結果をご申請者様宛に通知 →
利用登録完了（審査の結果不認定になった場合は不認定通知書を送付します）

(1) 登録申請

お住まいの区の区役所（福祉保健センター）高齢・障害支援課の窓口で登録申請を行います。

【申請に必要な書類】

- ① 登録申請書
- ② **横浜市特定医療費（指定難病）医療受給者証**または医師が記入した**臨床調査個人票の写し**（臨床調査個人票の写しを提出した場合、後日医療受給者証のコピーを御提出お願いします。）
- ③ (②がない場合のみ) 医師の診断書（所定の様式）

◀ 診断書記載事項 ▶ ※「症状及び身体の状況等」の欄に記載を依頼してください。

- ・病名
- ・車いす利用による移送の可否、必要性、ストレッチャーによる移送の必要性等
- ・緊急時の対応方法

(2) 利用者登録

提出された申請書を基に、この制度の対象となる方かどうかを審査します。

審査の結果対象となる場合は、申請者宛に**登録決定通知書**と**助成申請に必要な書類**をお送りします。

（審査の結果、対象にならない場合は、申請者宛に**不承認通知**をお送りします。）

＜ 利用及び申請について ＞

【利用までの流れ】

事業者予約 → 利用 → 助成申請（助成できる利用内容であるかどうかの審査、助成額の決定）
→ 助成額の振込

(1) 事業者予約

- ① 患者等搬送車を利用する際には事業者予約する必要があります。その際、必ず「横浜市在宅重症患者外出支援事業を利用する」とお伝えください。
- ② 営業時間や利用料金等は事業者ごとに異なりますので、詳細は予約をする前に事業者へお問合わせください。

(2) 利用

- ① 助成申請用の書類の中には事業者が書く書類（「患者等搬送車搬送内容証明書」）があります。利用の際には忘れずに事業者に渡してください。
- ② 助成対象となる場合でも、利用料金は利用した日に全額事業者にお支払いいただく必要があります。
- ③ 助成対象となる用途は限られています。助成対象外の用途で患者等搬送車を利用した場合は、助成することができませんので御注意ください。

(3) 助成申請

- ① 助成対象となる用途で患者等搬送車を利用した場合は、助成申請書に利用内容を記入します。
- ② 利用した日に患者等搬送車事業者へ搬送内容証明書を渡して、**健康福祉局保健事業課在宅重症患者外出支援担当宛**に提出するよう、依頼してください。
- ③ 利用した日の翌月末日までに、【助成申請書と患者等搬送車の領収書のコピー】を併せて**健康福祉局保健事業課在宅重症患者外出支援担当宛**に提出してください。

(4) 助成額の振込

提出された書類を基に助成できる対象かどうか審査を行います。決定した助成額は請求の翌月末日ごろに指定口座に振り込みます。

(必要書類が揃ってから審査を行うため、時間を要する場合があります。)

< 注意事項 >

- 助成対象となる用途が限られています。対象外の用途で患者等搬送車を利用しても助成を受けることはできません。
- 有料道路代、駐車場代、医療器具等資機材使用料、横浜市福祉タクシー券等による割引額は助成対象外です。
- 助成額には上限があります。(利用1回あたり10万円が限度です。)
- 利用の際は全額事業者へ支払う必要があります。
- **料金設定等は事業者ごとに異なります**。また、自宅と事業者所在地との距離でも料金が異なりますので、予約する前に必ず事業者へ御確認ください。